

交際費に関する取り扱い基準

(目的)

交際費支出の適正化を図るため、交際費の支出に関し基準を定める。

(対象となる交際費)

町長交際費、議長交際費、教育長交際費、代表監査委員交際費、農業委員会
会長交際費、選挙管理委員会委員長交際費、消防団長交際費

(交際費の区分)

- (1) 各種団体等の式典・大会・総会・行事等への参加に関するもの
- (2) 弔（見舞金も含む）に関するもの
- (3) 渉外に関するもの
- (4) 激励に関するもの
- (5) その他

(支出金額等)

	区 分	金 額
(1)	各種団体等の式典・大会・総会・行事等への参加に関するもの（飲食を伴う場合に限る）※1	① 5,000 円を限度額とする。 ② 会費の明示があるものはその額とする。※2※3
(2)	弔（見舞金も含む）に関するもの	① 弔に関しては、別紙1弔の目安を参考とする。 ② 見舞金に関しては、火災見舞金と自然災害見舞金・被災地見舞金のみとし、火災見舞金について、全焼は 20,000 円、半焼は 10,000 円 自然災害見舞金・被災地見舞金については、副町長協議とする。
(3)	渉外に関するもの (行幸啓・外交・名誉町民・講演会等講師)	10,000 円を限度とする。 限度額を超える支出については、副町長協議とする。
(4)	激励に関するもの (全国大会等に出場する町民又は団体が、町長等に出場報告等の表敬をした場合)	別紙2 激励費の目安を参考とする。
(5)	その他（町 PR 用も含む。）	副町長協議とし、その都度定める。

- ※1 区分（1）の町長交際費には、副町長参加分を含む。
- ※2 会費の支出は、町政執行上必要とされる主として意見交換を目的とする懇談会、会合等の自己負担金とするものとし、新年会、忘年会、歓送迎会、夏祭り等の宴会を目的とするものには支出しない。
- ※3 会費の明示があっても、政治活動（政治資金規正法第8条の2に基づく政治資金パーティーも含む。）に係わるものについては支出しない。

- ・ 政治活動に係わるものについてはいかなる場合においても支出しない。
- ・ 官々接待には支出しない。（渉外に関する場合を除く）
- ・ 飲食を伴わない各種団体の式典・大会・総会・行事等への参加については支出しない。
- ・ 副町長並びに担当者の同席又は代理出席は必要最小限とし、その分も交際費を支出する。
ただし、同席する場合、町長及び関係機関の長が特に随行を依頼した場合とする。

（基準及び支出内容の公開）

- （1）この基準は公開し、またこの基準に基づく交際費の支出内容について公表する。
- （2）公表は、高根沢町ホームページに掲載するものとする。ただし、公表にあたっては、「高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例」の規定に基づき、公表情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

附 則

- 1 この基準は、公布の日から施行する。
- 2 この基準の規定は、この基準の施行の日以後に支出する交際費について適用する。

附 則

この基準は、令和5年8月1日から施行する。

(別紙1)

弔の目安

	対 象 者	香 料	備 考
1	町長・副町長・教育長	10,000	
2	町長・副町長・教育長の同居親族又は実父母	5,000	
3	元町長・元副町長（元助役）・元収入役・ 元教育長	5,000	
4	町功労者	10,000	
5	町功労者の同居親族又は実父母	5,000	
6	町議会議員	10,000	
7	町議員の同居親族又は実父母	5,000	
8	元町議会議員	5,000	
9	町委嘱の役員（町功労者の対象となる役職）	10,000	
10	上記町委嘱の役員の同居親族又は実父母	5,000	
11	近隣県議会議員	10,000	
12	近隣県議会議員の同居親族又は実父母	5,000	
13	近隣市・町長	10,000	
14	近隣市・町長の配偶者及び実父母	5,000	
15	上記以外（副町長協議とする）	5,000～ 10,000	その都度 定める

(別紙2)

激励費の目安

(1) 支出の対象者は、町内に住所を有する者若しくは町内に活動の本拠を有する団体（小中学生は除く）で、全国大会以上の規模で開催される文化、芸術又はスポーツに関する大会等に、県予選会等において選抜され、県代表として出場するものを対象とする。

(2) 支出額は次のとおりとする。

個人	団体
10,000 円	町内在住者 1 人当たり 10,000 円。 ただし、100,000 円を上限とする。

(3) 同一の対象者に対して、年度内につき 1 回のみの支出とする。